

江戸の開帳札

— 信仰・行楽にかんする情報の発信と受容 —

湯 浅 隆

- 一 問題の設定
- 二 開帳札について

論文要旨

本稿では、近世都市江戸を事例として、当地の人びとへの周知を意図した情報が発信された場所について検討していく。このための分析対象として、開帳予告の建札およびその設置場所を取りあげる。この分析をおし、江戸における情報メディアの発信地および受信地としての「広場」機能をもった場所や地域を明らかにしようとする。

開帳とは、本来は宗教者が行う布教のための一行事で、日頃は秘蔵され公開されることがない神仏の厨子を一定期日に限って開き、人びとに結縁の機会を与えるものである。十七世紀から十九世紀半ばにおける開帳をみた場合、その実施形態は時期と場所とにより様々であった。このなかにあつて十八世紀以降に、江戸をはじめとする大都市で行われた多くの開帳の目的は、本来の趣旨から外れて、寺社堂舎の修復費用を調達することにあつた。

このため、開帳の成否にとつてもっとも重要な課題は、いかに多くの人びとを六〇日ないし八〇日未満に限定された開帳期間中に集めることができるかであつた。ことに、寺社が江戸以外の地にあつてこの期間だけ出府して行

- 三 江戸における開帳札の設置場所
- 四 おわりに

われた出開帳では、人びとへの事前の周到な宣伝が不可欠であつた。周知のための方策の一つに、秘仏公開を宣伝するための木札の設置があつた。本稿では、この木札が実際に建てられるまでの過程と、江戸における設置場所とを明らかにする。このことで、江戸の人びとが恒常的に創り出していた、情報集の場の存在というものを江戸のなかで浮かびあがらせていく。

情報発信の場は、江戸下町よりもその周辺部、ことに五街道をはじめとする交通の要路、なかでも木戸や御門という江戸市中と市外との境界の地に存在していた。江戸の開帳は、十八世紀後半になると行楽としての色彩を強め、これにともなつて開帳場所を江戸の行楽ゾーンの中核である隅田川沿いに集中する傾向を示した。これにともない、建札もこの地帯を重点的な設置箇所としていった。そのなかでも、浅草寺雷門前、両国橋、永代橋という橋と寺社門前とは、この種の情報発信の精度が高い場所、すなわち開帳の情報にかんする高度な「広場」機能を持った場所であつた。

一 問題の設定

本稿では、近世都市江戸を事例として、広範な人びとへの周知を意図した情報が発進された場所について検討していく。このための分析対象として、開帳予告の建札およびその設置場所を取りあげる。この分析をとおし、江戸における情報メディアの発信地および受信地としての「広場」機能をもった場所や地域を明らかにしようとする。

開帳とは、本来は宗教者が行う布教のための一行事で、日頃は秘藏され公開されることがない神仏の厨子を一定期日に限って開き、人びとに結縁の機会を与えるものである。この開帳そのものは、遅くとも十三世紀には行われており、以来今日まで行われ続けているが、その行事の形態と意味あいとは時代により様々な変遷を遂げている。¹⁾近世における開帳だけを取りあげても、時期と場所とにより、そのありようは多様であった。このなかにあつて、江戸をはじめとする大都市で近世中期以降に大きな規模で行われた開帳の多くは、本来の趣旨から外れて、寺社堂舎の修復費調達を主たる目的としたものであつた。

近世における開帳の一部が、このような形態をとつた理由として、近世の寺社全般における堂舎維持費用の問題がある。寺社のうち、在地にあつて庶人の信仰や葬祭にかかわっていた大多數の寺社では、堂舎の建築や維持は檀家などからの寄進に拠っていた。一方で、幕藩領主との関係が深い寺社、また本末制度の中樞を占めていたところは、朱印地の下

付や恒例的な助力などをおして領主のより直接の庇護のもとにおかれ、堂舎の日常的な小修繕はこれらの助成のなから充当することになつていた。ところが、数十年を単位として巡ってくる大規模な修繕は、この費用ではまかないきれず、領主が相当の援助をしなければならなかつた。この領主による臨時措置としての援助は、一般的にいえば、十七世紀のあいだはほぼ行われたといえよう。また、十七世紀後半は仏教が広範な人びとの信仰を獲得していた時代であつた。木喰上人の活動に代表されるように、人びとの僅かな喜捨は、集積されれば莫大な金額となり、これで堂舎普請を成し遂げたことも稀ではなかつた。この時期、幕藩領主は農民たちの経営を保護する観点から、庶人にたいする寺社からの喜捨要請を規制する方向を打ち出している。

けれどもこの動きは、十八世紀初頭までにすぎなかつた。この時期を境として、領主全般の財政収支がその負担に耐えられなくなり、人びとの信仰もまた既成の教団系寺院から離れる傾向を示し始めた。この新しい状況のなかで、寺社は新たな施主を開拓していく必要に迫られ、広範な人びとから喜捨を集める方法として実績のある勸化や開帳に注目していくようになった。勸化や開帳のもつ集金能力への注目は、領主階級も同様であつた。そして、勸化や開帳認可の権限を領主に帰属させることで、本来は宗教行事であつた勸化や開帳を領主が恩寵として差し許すものにしていったのである。この施策が体系化されたのは、元禄から享保期にかけての時期とされている。²⁾

江戸では、幕府寺社奉行の所管になる開帳が、春夏秋冬の季節ごとに

各五件以内と件数を限って認められた。この「五ツ開帳」は、堂舎修復を自力ではできない寺社が費用調達を目的として出願し、これを寺社奉行が審理をして差し許すという手続きをへて認められた。したがってこの「五ツ開帳」についてみれば、幕府および実施寺社の主たる目的は、神仏との結縁よりも参詣に訪れた人びとの投じる喜捨の取得にあった。このため、いかに多くの人びとを六十日ないし八十日未満に限定された開帳期間中に集めることができるか、これが開帳の成否にとつてもっとも重要な課題であった。ことに、寺社が江戸以外の地にあつてこの期間だけ出府して行われた出開帳では、その地に出かけることなく開帳神仏の霊験や霊宝に接することのできる得難い機会を周知させるため、人びとへの事前の周到な宣伝が不可欠であった。周知のための方策には、さまざまな手段が採られた。これまでの研究史が明らかにしたところによれば、開帳期間中に開帳場を飾った人目を引く奉納物の数々、場所を同じく催された様々な見せ物や諸芸はもちろんのこと、開帳を支援した信徒による講中の組織、時期を同じくして開帳神仏の霊験を語った芝居興行、縁起や黄表紙類の出版などがあつた³⁾。

開帳周知のための方策は、開帳を実施する社社みずからがお膳立てして整えるものであり、このことについて幕府が規制することはあつても助成することはなかった。このなかにあつて、幕府が便宜を唯一図つたことは、開帳宣伝の木札を設置するため、幕府支配地である江戸の道路の一時使用を認めたことであつた。この開帳札の存在については、比留間尚氏が開帳実施までの手続きや準備また前宣伝という観点から、下総

国印旛郡法宜寺が浅草新寺町本蔵寺境内で天保十三年(一八四二)に行つた出開帳の事例をおもに用いて述べている⁴⁾。また北村行遠氏も、天保二年(一八三一)および慶応四年(一八六八)における武州多摩郡堀之内村妙法寺居開帳の事例について、ほぼ同様の観点から触れている⁵⁾。さらに筆者も、享和三年(一八〇三)に信州善光寺が浅草寺伝法院で出開帳したおりの事例を述べたことがある⁶⁾。このように、これまで数例の個別事例が明らかにされたが、いずれも開帳の準備段階における一連の作業を明らかにするなかで、その存在にも言及したものであつた。このなかでは、比留間氏が他の寺社の事例をも合わせて、開帳札が建てられた場所柄につき、江戸における盛り場・繁華街・交通要衝の地と述べているにすぎなかつた。

そこで本稿では、江戸の開帳札そのものに注目し、開帳札を市中を行き交う不特定多数の人びとをターゲットとした情報提供メディアとして捉えなおしていきたい。ことに、それらが実際に建てられるまでの過程と、江戸における設置場所とを明らかにすることで、江戸の人びとが恒常的に創り出していた、情報収集の場の存在というものを江戸のなかで浮かびあがらせていきたい。これとともに、開帳札を設置する側の意図から、開帳への参詣を期待した人びとの範囲についても多少は鮮明にできるであろう。

二 開帳札について

この節では、文政三年(一八二〇)六月朔日から六十日間、天台宗寺院の信州善光寺が前立本尊阿弥陀如来を本所回向院で開帳した事例をもとに、開帳札そのものや設置にいたるまでの手続きについて述べていきたい。この史料として、このときの開帳の準備過程を記した『文政江戸御開帳御願用記』(以下、『文政用記』と略す。)をもちいる。¹⁾これは、善光寺大勸進役人上田丹下が、開帳出願のため江戸出府を命じられた文政二年正月十四日から始まり、諸々の準備を整えて善光寺へ帰着した同年七月二十四日までの出来事を綴った日次記である。同人は善光寺の僧職ではなく在家の職分にあつた者で、このため開帳の準備にあたって、おのずから江戸市中の人びとの交渉や設営全般に携わることが多い立場にあつた。

上田丹下は、この年二月二十一日江戸に着き、宿院である本所の東江寺へ入つた。東江寺とは通称多田薬師で、隅田川に架かる大川橋(東橋)のやや下流左岸にある天台宗の寺で、東叡山に属した。上田丹下は、他の善光寺関係者とともにここを拠点として、東叡山や回向院とも連絡を取りつつ、さらに寺社奉行の月番をも見定めながら、出願のための万端の準備を整えていった。そして、閏四月十一日に寺社奉行月番松平周防守康任のもとへ願書を提出し、審理をへて同月二十九日に差免を申し渡された。即日、老中月番、他の三人の寺社奉行、そして東叡山の諸院へ

お礼に廻っている。

翌五月朔日には、宿寺となる回向院や領主である真田家留守居へ開帳差免が届け出され、ついで二日には寺社奉行へ開帳実施の請書が出された。またこの日、国元へこの旨を伝える書状が宿継で発送された。書状の内容は、開帳が願いの通り差し許されたことを一山やその他へ知らせ、あわせて御堂前と二天門前に開帳札を建てることを依頼したものであつた。なお、江戸町奉行ならびに新地奉行へ開帳の届を提出したのは、おくれで五月十六日となっている。

領主や関係する寺院各所にこのような一報を報じることに平行して、江戸の善光寺念仏講中世話人へも挨拶、さらに建札設置の準備がさつそく行われた。これら二つの系統の用務は、善光寺江戸出開帳を直接に支える支援を期待された集団と、開帳の成否を直接に左右する不特定多数の参詣を期待する人びとを対象としたものであつた。これら両者は開帳の成否の鍵を握る存在であり、善光寺としては両者への期待と誘導とに、何にもまして慎重さを必要としたのであつた。したがって、開帳差し許しののち、時間的に優先してまず措置することは講中への挨拶であり、作業として重視することは建札の設置であつたのである。

まず、講中への挨拶からみていきたい。五月朔日には上田丹下が、この開帳で万端の取り持ちの依頼を目論んでいた念仏講中世話人の一人である近江屋小兵衛に会っている。上田丹下は、浅草御門の北側福井町の居所まで出かけ、「開帳願之儀昨日蒙 御免候、夫付講中_ニ為知之義如何可致哉、立札前_ニ為知之方可然_与存候、右_ニ付近日之内房州屋と相談いたし

被呉候様」に申し入れた。その場で近江屋小兵衛の了承を取り付けた上田丹下は、その足でもう一人の世話人である湯島六丁目房州屋安右衛門のもとへ赴き、同様の趣旨を依頼した。この世話人兩名は翌日そろって東江寺の上田丹下のところへ参り、諸事を打ち合わせた。その結果、さしあたって「講中世話人名前等相調、何_ニも立札前_ニ為知之方可然」ということになり、この両人が諸処にいる講頭のもとへ「当八日比より銘々相廻り可申」ことになった。さらにその後、講中の世話人にたいしては、とりあえずの開帳準備が整う「立札等も相済」んだ時点で、振る舞いの席を設けることで合意をみた。この「講中世話人_ニ龜酒進上申」ことは八月二十三日に行われ、案内が送られた世話人として『文政用記』には八十二名が記されている。これら当初の一連の動きから、この時期の開帳で講中が果たすことを期待された役割の大きさを伺うことができる。この当初の準備過程において、日程の目安となったのは建札の設置であった。

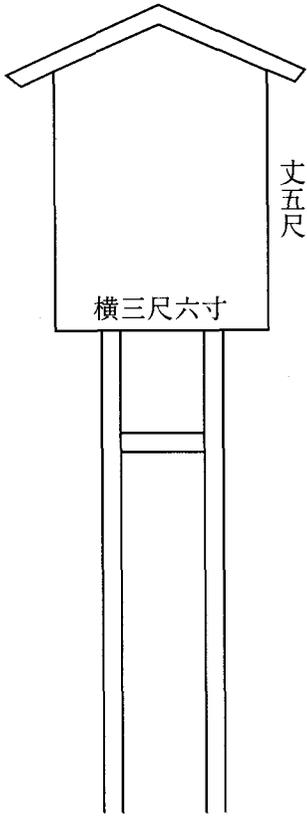
さて、建札設置そのものについては、『文政用記』五月三日のところに、かねて「当寺出入大工佐兵衛_ニ開帳札寸法書相渡積り書申付候処、今日持参相談之上東江寺出入之事_ニも候間、同人_ニ申付候也」と記されているのが初出である。このように、開帳告知の建札は、実施寺社が自ら調達して建てるのが通例であった。けれども、この善光寺開帳では回向院門前に建てる建札一枚の寄進を申し出た者がいた。この件は、寄進者が善光寺に直接に願ひ出たのではなく、宿寺となる回向院の斡旋によるものであった。善光寺へは、五月九日に上田丹下が他の用事で回向院へ出

向いた折、回院役僧大基から伝えられた。大基の言は、先年の開帳のおり両国の者が回向院門前の建札を寄進したことがあったので、今回はいかがるかを当方から問い合わせたところ、その者は今回も寄進をしたい心積もりがあるようで、なお確実なことは近日中に伝えたい、という内容であった。こののち同月十二日に、大基が上田丹下のもとへ来て、門前の建札寄進の件につきその後の経過を伝えている。その内容は、まず寄進することが確定したこと、その建札の大きさは当時回向院門前に掲げてある嵯峨清涼寺の開帳札と同じとしたいという先方の意向がある、ということであった。この嵯峨清涼寺の開帳札とは、この年文政二年六月十五日から始まる京都嵯峨清涼寺の釈迦如来像開帳を告げたもので、おそらくは前年の夏から門前に掲げられていたものをさしている。この経緯にたいし、上田丹下はこの日のうちに寄進者に会って、嵯峨の開帳札の大きさでは大きすぎるため、「善光寺之札_者其御門前へ相立候寸法堅五尺_ニ横三尺六寸_ニ望候」と希望した。そして、なお寄進主の要望もあろうから、具体的な大きさを書付で届けて欲しい旨を伝え、これにより奉行所へ許可申請をしたいと挨拶をしている。

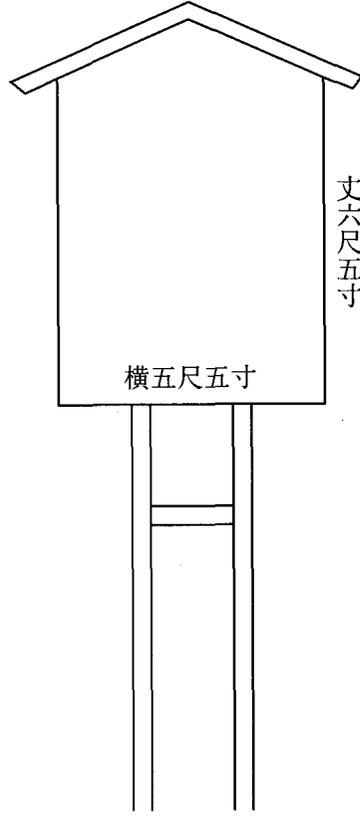
この建札の寸尺は、翌十三日に大基を通して上田丹下のもとへ伝えられた。そして、次の五月十四日には他の札をもあわせて「寸尺文言并箇所」が図面とともに寺社奉行のもとへ届けられ、即日裁可をうけている。回向院門前の建札の文言は、左のとおりであった。

信濃国善光寺如来并御印文

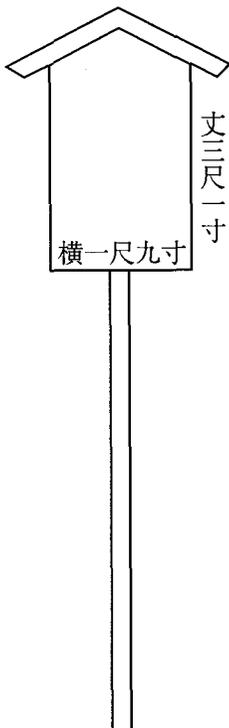
靈佛等来ル辰従六月朔日



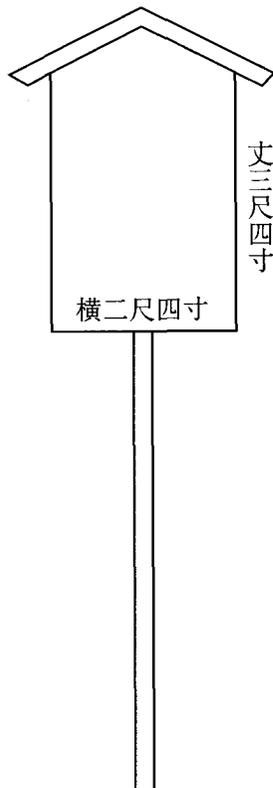
大札



回向院門前江相建申候札 (図は実寸を正確に縮めたものではない)



小札



中札

第1表 開帳札の様

開帳寺社名	善光寺	新勝寺	善光寺	法宜寺	法華經寺
同 所在地	信州	下総	信州	下総国印旛郡	下総国葛飾郡
開帳場所名	浅草寺	永代寺	回向院	本蔵寺	圓福寺
同 所在地	江戸浅草	江戸深川	江戸両国	江戸浅草	武州牛込
開帳年月	享和3. 6. ~	文化3. 3. ~	文政3. 6. ~	天保13. 3. ~	慶應3. 3. ~
開帳許可	享和2. 7.	文化3. 11.	文政2. 閏4.	天保12. 6.	慶應2. 7.
建札設置	享和2. 8.	文化3. 11.	文政2. 5.	天保12. 6.	慶應2. 8.
大 札	6枚	1枚	5枚	1枚	1枚
札の寸尺	横3尺6寸・丈5尺	横4尺3寸・丈5尺2寸	横3尺6寸・丈5尺	横3尺・竖3尺5寸	横4尺1寸・竖4尺5寸
板厚	1寸				
柱の寸尺	3寸角				
長さ	8尺	惣高1丈2尺5寸		惣高1丈1尺	惣高1丈3尺5寸
本数	2本	2本	2本		2本
中 札	2枚	4枚	2枚		12枚
札の寸尺	横2尺4寸・丈3尺4寸	横3尺2寸・丈4尺	横2尺4寸・丈3尺4寸		横2尺・竖2尺4寸
板厚	1寸				
柱の寸尺	2寸5分角				
長さ	8尺	惣高1丈2尺			
本数	1本	2本	1本		1本
小札	6枚	15枚	6枚	12枚	
札の寸尺	横1尺9寸・丈3尺1寸	横2尺2寸・丈3尺	横1尺9寸・丈3尺1寸	横2尺・竖2尺5寸	
板厚	6分				
柱の寸尺	2寸2分角				
長さ	8尺			惣高1丈	
本数	1本	1本	1本		

注：享和3年善光寺開帳の建札…柱の長さは板下の寸尺。文化3年新勝寺開帳および天保13年法宜寺開帳の建札…史料の文言には大きさによる呼称はなく、便宜このように分けた。文政3年善光寺開帳の建札…このほかに、回向院門前の建札は横5尺5寸・竖6尺5寸、柱2本。慶應3年法華經寺開帳の札…この他に板横1尺・竖1尺5寸、足なしの打札26枚があった。
 出典：享和3年善光寺開帳…「江戸開帳御願用記」下、長野県立長野図書館蔵『今井家文書』のうち。文化3年新勝寺開帳…『成田市史』近世編史料集五下。文政3年善光寺開帳…「文政江戸御開帳御願用記」坤、長野県立長野図書館蔵『今井家文書』のうち。天保13年法宜寺開帳…『八街町史料』第三集、比留間尚論文。慶應3年法華經寺開帳…『旧幕府引継書』『寺社奉行一件書類』のうち。

六十日之間於当寺本堂令

開帳者也

文政二卯年五月 信州善光寺

また、回向院以外の十三ヶ所に建てる札の文言は、つぎのようであった。

信濃国善光寺如来并御印文

靈佛等来ル辰従六月朔日

六十日之間本所於回向院本堂

令開帳者也

文政二卯年五月 信州善光寺

第一表は、開帳札の寸尺につき、このときの善光寺の場合を含めて五例を示したものである。文政年間の善光寺建札の法量は板の横と豎の大ききしか判明しないけれども、この寸尺は享和二年開帳の時と同じであった。このことから推定して、板厚や柱の寸尺も享和の開帳と同じであったと推定できる。この寸尺から、上田丹下が回向院門前の建札寄進者に示した希望寸法は善光寺建札の定式のものであり、これにたいして寄進者が希望した寸法は嵯峨開帳の建札と同じ大きさで、善光寺も寄進者の希望を受け入れたことが判明する。なお、文政開帳時建札の材質は不明であるが、享和三年の時に善光寺が注文した仕様は、「極上節なし、檜板^二柱ハ杉^二致し、尤抜きし相成候様^一柱根^二箱をふせ候^一」というもので、その費用は「大札一枚^二付代銀三拾五匁、中札代銀式拾四匁、小札代銀拾九匁」と記され⁽⁸⁾、合わせて銀三百七十二匁になる。開帳札は、この第一表でみるかぎり、寸尺ではすべて豎が横よりも長かった。仕様にか

んし具体的な規制は認められず、また大札などの呼称も便宜的なものであったとみることができる。設置の枚数にのみ、おそらくは制限が加えられていたのではないだろうか。

建札の設置が許可されて中一日をおいた五月十六日から、建札を実際に設置するための動きが加速された。この日、回向院は連年にわたり出開帳の宿寺として培った経験と蓄積とに基づき、具体化への斡旋を申し出ている。まず、文言を墨書する書き手を紹介する必要の如何について打診があり、善光寺は自前とする旨を返答している。ついで、設置の場所について回向院は、「私共寺^者年々開帳諸方^者相頼札拵、并立札之節も大方先方^者相頼候間、任頼出入之ものへ申付建札為致候、此等之義も心付多く無服臈及御相談候^者」ようにと申し出た。これにたいして、善光寺は「此方^二も場所等^者書留有之候得共、其場所々々^二少々も目錄差遣候事有之、乍去町内何方へ頼入候哉^者書留無之候、^一と、建札設置場所の記録はあるけれども、そこへ設置するまでの交渉相手までは記録がないことを述べている。そのうえで、「其御方^二年々之開帳^一が行われており、ことにこのとき一カ月後に迫っていた嵯峨清涼寺の開帳との兼ね合いが気にかかるようであり、「不案内之儀^二候間如何御相談被下度^一」と助力を求めている。

設置の場所と設置依頼の具体的な交渉の進め方について、両者で相談の結果、上野黒門前と浅草雷神前とは善光寺みずからが折衝と設置にあたり、それ以外の場所の建札は一切を回向院へ委託することになり、墨書が済み次第、建札を届けることになった。設置場所は、後掲の第二表

から判明するように、享和年間と同じであり、このことから場所の選定とそこへ建てる札の大きさについては、善光寺の意向に回向院も賛意を示して決まったと思われる。ついで、個々の設置場所との具体的な依頼交渉にかんして、回向院は設置先で今後一年余にわたり管理にあたる者へ渡す謝札について、「夫々へ少々ツゝ附届入用_二御座候_一」と断つたうえで、実際には「大開帳小開帳之振合」、「善光寺并嵯峨_者大開帳」、「殊_二札も大きに御座候_一」ことから一律にはいかない当時の江戸の事情を説明している。そのうえで、「門前出入之者ケ様之義_者委細存居候間、附届之員数_者追_而承り書付差上可申旨」を申し出ており、これにたいして善光寺は親切な助力と感謝したことが記されている。ここにみられるように、開帳の準備が現実のものとなるに従い、宿寺としての知恵と経験が効力を発揮していったようである。翌五月十七日、回向院門前に掲げる寄進の札が善光寺のもとへ舟に載せられて届けられた。

五月十八日には、善光寺で発注した木札もできあがり、上田丹下が前出の文言を墨書している。二十日には上田丹下が、浅草御別当代理乗院のもとへ参り、享和二年の例によつて、開帳札を浅草寺雷神門前へ南向きに建てることを願った。理乗院は、「当山観音開帳之節斗り南向_二相建候_一、外之開帳札は不残西向候間出来かたく候得とも享和度之例も有之、善光寺_者格別之儀故代官_二内々承り明日可及挨拶_一」と答え、回答を一応保留している。浅草寺からの回答はその日のうちに東江寺へ届けられ、書簡には開帳札の設置方について口上書を認めるように記され、案文も添えてあった。そこで、上田丹下は翌日二十一日浅草代官本間庄五郎へ口

上書を提出し、これによつて善光寺の希望に添つて建札をの設置するところが認められた。このとき、建札管理の依頼先を内々に問い合わせ、浅草寺から「雷神門前_二番所有之、相詰候もの老人有之候、此もの御成之節等札取片付致候間、金百疋被遣候ハ、可然候_一」という回答をえている。このように開帳札は、將軍御成の時は片づけることを義務づけられていたものであった。このことから建札は、寺社奉行の裁許を必要としたものではあつても、あくまでも仮設臨時の工作物とみなされ、公式に設置、いいかえれば幕府地である道路使用を正式に認められたものではなかつたと思われる。とするならば、高札や制札・下馬札のように、木札を保護するため設置の場所に石組みの基壇や上屋を設けること、もしくは柵で囲むことはできず、滅失の危険にたいしても設置者自らが保護を加えなければならぬものであつたと考えられる。この状態にある建札を管理するためには、設置場所の空間を実質的に差配していた者にそれなりの依頼をすることが必要であつたのである。

上野黒門前に建てる予定の建札についても、この五月二十一日に細部の交渉が行われた。ここの建札は、「山茶屋肝煎」の扱いになり、管理の心付けとして「礼録之義ハ小札壹本足金式朱、大札式本足金百疋と定り申候、戸隠開帳札_者格別大札_二付金式百疋被下候旨_一」という謝札の相場を示されている。交渉の結果、謝札は金二百疋となり、建札の「場所ハ栲東側南向_二御座候、右之礼録_二何度_二も取片付等世話引請候事_一候_一」ということになった。

建札の設置交渉を回向院に委託した十二ヶ所の交渉経過について、『文

『政用記』にはその詳細は一切記録されていない。このことから、万端に問題なく回向院が交渉を進めて成立させたとみることができる。これらうけて善光寺は、五月二十四日にできあがった建札十二枚を舟に積んで、示された謝礼を添えて回向院に届けている。第二表は、その場所と謝礼とに、浅草寺雷神門前と上野黒門前とを加えた開帳札設置一覧である。

第2表 文政3年善光寺開帳札の設置場所と謝礼一覧

大々札	回向院門前	寺内役ニ金百疋、門番へ老メ文
大札	両国橋西	金百疋、四百文
大札	日本橋	五百文
大札	芝高縄土手	金壹歩、貳百文
中札	湯島天神前	五百文
中札	永代橋	五百文
小札	護国寺門前	金百疋
小札	青山口	五百文
小札	糺町広小路	金貳朱
小札	四ッ谷口	金貳朱
小札	板橋口	金貳朱、三百文
小札	千住口	金貳朱

大札	浅草雷神門前	金百疋
大札	上野黒門前	金二百疋

『文政江戸御開帳御願用記』坤から作成。

なお、建札設置の場所と大きさは、当初の予定ではさる享和三年開帳の折と全く同一とし、日本橋中札、湯島天神前中札として、その旨を寺社奉行所へも届けていた。ところが、その後になつて講中等からの進

言があり、設置の直前になつて日本橋中札、湯島天神前中札と差し替えをすることとし、この旨を寺社奉行所に願ひ出て許されている。このことから、建札の設置について講中にも打診をして意見を求めていたことが明らかになる。さらにやはり当初、建札の文言に「諸勸化一切不出」を付けることを願ひ出て、寺社奉行から除くように申し付けられたが、嵯峨清涼寺他の場合には札の柱へ別の板でこの文言を認めて打ち付けてあることもあり、同様のことを願ひ出て、やはり許されている。

このような二十日あまりに亘つた準備をへて、五月二十五日に善光寺開帳を知らせる建札が一斉に建てられた。浅草雷神門前と上野黒門前に建てる札は、これを作製した東江寺出入の大工佐兵衛と人足四人に持たせ、所定の場所に建てに行かせている。翌二十六日には、回向院および同院の関係者にたいし、これまでの祝儀として合せて金六百疋を贈り、回向院門前の建札寄進の施主二名に蕎麦粉三升宛を贈っている。『文政用記』に記された建札にかんする内容は以上であり、このうち上田丹下らの仕事は、開帳場の仮作事にかんする折衝に中心が移っていくことになる。

以上みてきたように、開帳の差免をうけると、領主や関係筋への届けとともに、すぐさま所期の目的を実現するための準備が始められていった。それは、善光寺念仏講中への支援依頼とともに、人びとへ善光寺開帳を宣伝するための開帳札の設置であった。建札は、善光寺の意向をもとに、諸寺開帳の動向に精通している宿寺回向院の情報や善光寺念仏講中の意見をも併せて、設置場所が決められていった。このようにして設

置された開帳札は、寺社奉行に届け出たものではあっても、公式に設置を許された存在ではなく、かつ開帳実施時までの比較的長期にわたり設置しておくものであったから、設置場所の差配にあたっては然るべく世話を依頼しておく必要があるものであった。

三 江戸における開帳札の設置場所

(一) 開帳関係文書にみえる開帳の建札

この節では、江戸で開帳札が建てられた場所を明らかにすることで、江戸におけるそれらの場所のもった意味を検討していく。

第三表は、開帳札の設置場所について、享保年間の一例と、享和年間以降の六例を示したものである。開帳札の設置は、すでに前節でみたとように枚数を制限されていたであろうと思われることから推し量って、実際に設置された場所は、開帳寺社の意図と周知の効果とを考慮して設定していったと推定することができる。本稿で検討する事例は、江戸で実施された開帳の総件数⁹⁾一、一三九件からみれば、ごく僅かな件数にすぎないけれども、この設置場所の検討をとおして、大よその設置傾向を探っていくことにする。

まず、享保四年(一七一九)の浅草寺居開帳は、江戸の「五ツ開帳」が制度として整備される以前のものであり、他とは比較できる条件が乏しいことに留意しつつみていくことにする。建札は全部で九枚と少なく、

その三枚は浅草寺門前と近隣に掲げられた。残る六枚は、日本橋(下町の中心であり、交通網の起点)、両国橋(隅田川に架かり、下町と本所とを結ぶ)、芝草町の札之辻(東海道から江戸への入口)、四ッ谷(甲州街道から江戸への入口)、板橋(中山道へ通じる)、千住(奥州・日光道中方面に至る)に掲げられた。浅草の界限を除けば、いずれも江戸市中および江戸と各地とを結ぶ陸上交通の要所に掲げられたものであり、すでに江戸市中に住んでいた人びとのみならず江戸へやってくる人びとをも、参詣者の対象として捉えていたことを読みとることができる。反面で、江戸市中の人びとへの宣伝は相対的に弱く、なかでも深川方面への宣伝は行われていなかった。

つぎに、信州善光寺の場合をみておきたい。享和三年に浅草寺を宿寺として実施した出開帳では、宿寺を除いて十二ヶ所に建札が設置された。まず、五街道にかんしては、日本橋および五街道に沿った道筋である高輪大木戸外、四ッ谷大木戸口、板橋口、千住口とでに合わせて五本が建てられた。さらに、江戸市中の南西部にあたる青山口、糺町平川天神(糺町広小路が設置不可能であったため)、そして北西部に位置した湯島天神境内、護国寺門前に合わせて四本が設置された。残りの三本は、隅田川に沿って広がる繁華の地のうちで、上野黒門前(下谷広小路の北端)、両国橋の左岸、永代橋の際(京橋方面と深川とを結ぶ)となっている。善光寺の江戸出開帳では、文政十二年の場合もほぼ同じ場所に建札が設置されたことは、すでに前節でみたとおりである。他の寺社と比べると、江戸の中心地からみて西側にあたる部分に多く建てられたという特徴を

第3表 開帳札の設置場所一覧

開帳寺社名	浅草寺	善光寺	玉川大明神	新勝寺	善光寺	法宣寺	法華経寺
同 所在地	江戸	信州	武州多摩郡	下総	信州	下総国印旛郡	下総国葛飾郡
開帳場所名	同上	浅草寺	永代寺	永代寺	回向院	本蔵寺	圓福寺
同 所在地	江戸浅草	江戸浅草	江戸深川	江戸深川	江戸両国	江戸浅草	武州牛込
開帳年月	享保4. 3. ~	享和3. 6. ~	文化2. 3. ~	文化3. 3. ~	文政3. 6.	天保13. 3. ~	慶應3. 3. ~
開帳許可	享保4. 1.	享和2. 7.	文化元11.	文化2. 11.	文政2. 閏4.	天保12. 6.	慶應2. 7.
建札設置	享保4. 2.	享和2. 8.		文化2. 11.	文政2. 5.	天保12. 6.	慶應2. 8.
設置場所数	9	14	15	20	14	13	13
	浅草雷門前	大：浅草雷神門前		大：永代寺表門前	大：回向院門前	大：本蔵寺門前	大：圓福寺門前
	浅草寺隨身門	大：矢大臣門前					
	駒形						
	日本橋	中：日本橋際			大：日本橋		
			江戸橋	小：江戸橋		小：江戸橋	中：江戸橋
			神田今川橋			小：神田今川橋	中：今川橋
	芝札之辻	大：高輪大木戸外	高輪大木戸	小：芝神宮宮前	大：芝高縄土手	小：芝札之辻	中：芝田町札之辻
				小：芝赤羽			
			品川大仏前	中：品川大木戸			
			赤坂御門外	小：赤坂御門外		小：赤坂御門外	中：赤坂御門外
		小：青山口			小：青山口		
		小：糀町平川天神		小：糀町天神宮前	小：糀町広小路		
	四谷	小：四谷大木戸口	四谷御門外	小：四谷御門外			
			四谷大木戸		小：四谷口	小：四谷大木戸	
			市ヶ谷八幡前	小：市ヶ谷八幡宮前			中：牛込御門外
			白山前			小：本郷追分	中：駒込追分
		小：護国寺門前			小：護国寺門前		
		大：湯島天神境内		小：湯島天神宮前	中：湯島天神前		
				小：根津権現前			
	板橋	小：板橋口		小：板橋宿	小：板橋口		
	千住	小：千住口		小：千住宿	小：千住口	小：千住大橋	中：千住大橋
			新吉原大門口	小：新吉原			中：吉原土手
			浅草雷門前	中：浅草観音前	大：浅草雷神門前		
		大：上野黒門前	上野山下	小：上野山下	大：上野黒門前	小：東橋	
				小：和泉殿橋			
	両国橋	大：両国橋之西	両国橋	中：両国広小路	大：両国橋之西	小：両国橋	中：両国
		中：永代橋	永代橋	中：永代橋	中：永代橋際	小：永代橋	中：永代橋
			吹屋町河岸				
				小：五百羅漢前		小：深川浄心寺	中：深川浄心寺
						小：堀之内妙法寺	中：堀之内妙法寺

出典：享保4年浅草寺開帳…『浅草寺史談抄』，比留間尚論文。享和3年善光寺開帳…「江戸開帳御願用記」下，長野県立長野図書館蔵『今井家文書』のうち。文化2年玉川大明神開帳…比留間尚論文。文化3年新勝寺開帳…『成田市史』近世編史料集五下。文政3年善光寺開帳…「文政江戸御開帳御願用記」坤，長野県立長野図書館蔵『今井家文書』のうち。天保13年法宣寺開帳…『八街町史料』第三集，比留間尚論文。慶應3年法華経寺開帳…『旧幕府引継書』『神社奉行一件書類』のうち。

みることができ。

武州多摩郡の玉川大明神が、文化二年（一八〇五）に江戸深川の永代寺で出開帳をした時には、十五本の開帳札が建てられた。江戸下町では、江戸橋（日本橋川に架かる橋で、日本橋の東側にある。ここの広小路は江戸居住者が日常生活物資を求めに集まる場であった。）と、神田今川橋（日本橋から、中山道の冒頭部分でもある日本橋通りを北に上がって、本銀町の大通りから元乗物町へ渡る橋。この堀を神田堀と称し、ここが神田への入口であった）の二カ所に建てられた。五街道に沿った場所、東海道沿いでは高輪大木戸に加えて品川大仏前、甲州街道に沿っては四谷御門外と四谷大木戸が選ばれた。江戸の西側では、赤坂御門（麴町から赤坂への出口にあたる）、さらに市ヶ谷八幡門前（市ヶ谷御門の外にある）と、そこから北方にある白山前に建てられた。このかわりに、板橋口と千住口とは除外された。この他では、隅田川に沿って、北から新吉原大門口、浅草雷門前、上野山下（上野黒門前の東側にあった）、両国橋、永代橋が選ばれた。なお、当時芝居小屋と芝居茶屋が軒を連ねた葺屋町（深川から永代橋を渡り江戸下町への経路にあたる）にも建てられた。この玉川大明神の開帳札の配置は、多摩地方と江戸とを結ぶ陸路である江戸の西側、および多摩川の河川交通路から江戸への連絡路である江戸の南側、さらには隅田川筋を重点的におさえたものといえよう。

この玉川大明神からちょうど一年あとの文化三年三月から、下総国成田山新勝寺が同じ深川永代寺で出開帳を行った。このときの建札は二十カ所に建てられた。江戸下町では江戸橋（日本橋川の隣接した河岸には

船着き場があり、木更津から房総半島沿いに江戸内湾を通う通船の発着場であった）に設置された。五街道に沿った場所、東海道沿いでは品川大木戸に他の場所と比べ大きな札が建てられ、芝にも二カ所が割り振られた。甲州街道沿いでは四谷御門外、中山道では板橋宿、日光道中・奥州道中では千住宿にそれぞれ建てられた。江戸の西側では、赤坂御門外、糀町天神宮前、市ヶ谷八幡宮前が選ばれた。そこから北東に上がって、江戸城の北方では湯島天神宮前と根津権現前、外堀に沿って東へ行った和泉橋に建てられた。隅田川沿いでは、北から新吉原、浅草観音前、上野山下、両国広小路、永代橋に札が建てられたが、このうちでは浅草観音前・両国広小路・永代橋には品川大木戸と同じく大きな札が建てられた。さらに、小名木川に沿って本所深川の東の外れにあった五百羅漢前も設置場所として選ばれた。このように新勝寺の場合は、隅田川筋を中心にして、江戸市中よりは周縁部の交通の要所が周知のための場所として重視されたのである。

天保十三年に下総国法宜寺が浅草本蔵寺を宿寺とした開帳では、江戸下町の開帳札は江戸橋と神田今川橋、江戸の外延として南から時計廻りに、芝札之辻、赤坂御門外、四谷大木戸、本郷追分、千住大橋と置かれた。ここから隅田川を下るかたちで、東（吾妻）橋、両国橋、永代橋とつながり、深川浄心寺門前にも建てられた。また、江戸西方郊外の堀之内妙法寺にも建札が出されたが、これは浄心寺と同様に、日蓮宗という宗派の関係であると推測できる。

幕末の慶應三年に、江戸西郊牛込の日蓮宗寺院圓福寺で行われた下総

国中山の法華経寺の開帳では、先の法宜寺の開帳時とほぼ同じ場所に開帳札が建てられた。両者の違いとしては、法宜寺開帳の四谷大木戸と東橋とが、法華経寺開帳ではそれぞれ牛込御門外と原土手とに代わった二カ所だけである。これは、四ッ谷牛込方面であれば、江戸の中心地から牛込に至る道筋の関係、隅田川筋であれば宿寺間近の東橋か、人手の多い吉原土手の選択の違いと推定できる。

なお、天保初年には、江戸における開帳札設置の定石の場所として、両国、吾妻橋、千住、本郷追分、四ッ谷大木戸、赤坂御門外、高輪札之辻などであったという⁽¹¹⁾。これらの七カ所は、いずれも第三表であげた地点と重複しており、江戸市中および近郊との交通の要所であることは勿論であるが、地域的には江戸の西側の地名が多かった。

このように、開帳札の設置場所には、それぞれの開帳の宿寺の場所、さらに寺社の宗派という条件とともに、江戸のありようが反映していた。基本となる札の場所は、江戸下町の中心地、四宿に通じる主要な街道沿い、それに隅田川筋の要所とすることができる。このなかでは、時期が下るとともに隅田川沿の占めた位置が大きくなったという傾向を読みとることができる。それらの地は、いずれも江戸市中および江戸と近郊を含めた他国との交通の要路であった。それに加えて、開帳札は、江戸西側の外延にあたる部分に比較的に多く配置されたという傾向を認めることができる。

このことから開帳の宣伝は、江戸居住者のみならず、諸国から江戸へ来る人びとをも主要な対象としていたことが推定できる。また、開帳札

がいくつかの定石となる場所に建てられたということは、人びとにとっても、それらの場所に赴けば開帳の予告を知ることができたということでもあったのである。

(二) 『江戸名所図会』に描かれた木札

『江戸名所図会』七巻二十冊は天保五年と七年とに分けて板行され、そこに描かれた挿し絵の画題数は六百五十八件にのぼる。このうち、故事を画題とした三十七件を除く六百二十一件が、十九世紀初めの江戸および江戸近郊の情景を画題としたものである。これらの絵は、たんに粉本からの引き写しや絵空事が散りばめられたものではなく、多分に正確な描写を伴った画面として構成されていることは、もはや周知の事実ということができる⁽¹²⁾。

『江戸名所図会』の挿し絵は、江戸および江戸近郊の情景を満遍なく描いたものではなかった。名所図会という性格から、画題には江戸および近郊の寺社境内が数多く選ばれており、反面で武家地はほとんど取り上げられておらず、町人地もまた多くはない。それぞれの描き方では鳥瞰図が多用されているが、なかには平面的な地図のようなものや側面からみた景觀図もあり、さらには縮尺も区々である。画面の構図や画面に描き込まれている内容も多岐にわたり、当該場所にある事物がすべて描き込まれているわけではない。たとえば、江戸の大高札場のうち、日本橋・芝車町・筋違橋門外のものには挿し絵に描かれているが、常磐橋門外・浅草橋門外のものには本文に触れられているだけで挿し絵はなく、麴町半蔵

門外のものには挿し絵および本文でも触れられてはいない。

この傾向をもつ挿し絵のなかにあつて、屋外にある木札がたまたま描き込まれている画題は九十一件を数え、この割合は江戸の情景を画題としたもののうちの約一五%にあたつてゐる。ここに描かれた木札は、「御高札場」「制札」「下馬」類の付箋の有無のほかに、附属造作物の有無や設置されている場所によつて、いくつかに区分することができる。まず、附属造作物の有無により、木札の取り扱われ方の軽重で大略の区分をすると、以下のようなになる。

イ 木札は、石組みの基壇の上に設けられた上屋のなかに掛けられ、さらに木札の周囲には柵が巡らされているもの。

ロ 木札が、地面上じかに造られた上屋のなかに掛けられ、この周囲を柵で囲んで描いているもの。

ハ 木札は雨晒しの状態で、板の裏面には足が付けられて、これが地面に埋め込まれて立つており、木札の設置された場所は周囲を柵で囲まれて、外部から保護されているもの。

ニ 木札は雨晒しの状態で、板の裏面には足が付けられて、これが地面に埋め込まれて立つており、木札を保護するための附属造作物が何もないもの。

ここに見られる木札の扱われ方には、風雨を遮る上屋に納められているか、その場所だけが柵で他からの立ち入りを遮られているか、たんなる露天の木札かの違いがあつた。

これらのうち、風雨を遮る上屋が架けられているか、その場所が柵で

他から保護されている状態にある木札は、大略でつぎのような場所に存在していた。

○木戸脇・道路際・橋際・辻の際・寺社門前などにあり、上屋や柵とともに、一枚もしくは複数枚の木札があつて、明らかに高札場として描かれているもの。高札としての木札は、横の寸法が縦よりも長く描かれているところに特徴がある。

○寺社門前にあり、柵や場合によつては上屋もあつて、明らかに制札や下馬札として描かれているもの。

これにたいして、上屋や柵なしのもとに置かれている木札は、つぎのような場所に描かれているものが多かつた。

- ・ 寺社境内の銘木等の案内板。
- ・ 寺社の門前。
- ・ 河岸や渡船場。
- ・ 街道脇や辻、追分。
- ・ 橋の際や橋台の空き地。

寺社境内の銘木等の案内板はすべてこの描き方がされており、しかも件数は最も多かつた。ついで、寺社の門前や水辺に建てられている木札が多かつた。

これらの要素を併せると、最も造作が大仰なものは日本橋の高札場に代表される幕府の高札場の仕様であり、これについて大きな寺社門前の制札や下馬札が附属造作物で保護されている傾向を読みとることができ、これにたいして、私的に建てられた木札は、その存在を附属造作物

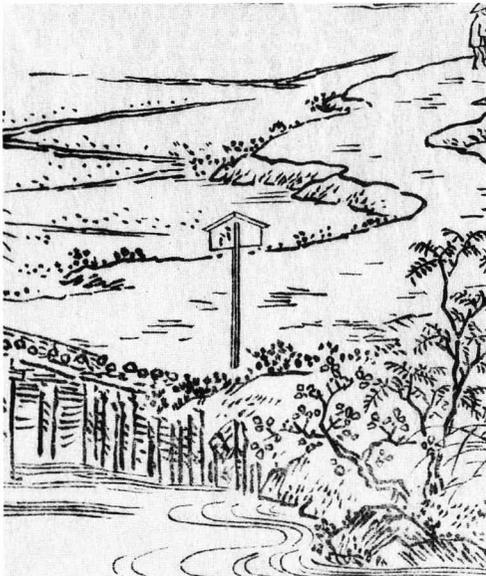
ハ



イ



ニ



ロ



で保護されることはなかった。

このような挿し絵のなかに描かれた木札類のなかにあって、第三表で示した開帳札の設置箇所（図1）に描かれた木札、および足付きの木札複数枚が保護されることのない露出の状態（図2）で描かれている画面を抽出したものが第四表である。

日本橋では、南側の橋台の西側に高札場、その北側に柵で囲まれた木札二枚、高札場の南側に木札のようなもの一点、橋台の東側に木札一枚が描かれている。このうちでは、橋台の東側にある木札一枚が開帳札の可能性がある。

境町葺屋町では、南北に走る通りの南端に木札三枚があり、埋め込んだ地面の状態は描かれてはいないが、開帳札の可能性はある。

四日市には、三方所に木札が描かれている。まず、四日市（江戸橋）広小路の床見世の奥に高札場が描かれている。この江戸橋広小路の由緒を記した『江戸橋広小路并最寄旧記』によると、ここには文政六年まで「此明地之内^二火事之節武士町人によらず諸道具一切持出申間敷^与申候文言之御高札」が建て^{（13）}ていたことが記されており、それがこの高札場であろう。この高札場に向かって左手奥に木札一枚がある。また、江戸橋の南側橋台の東側に木札三本が柵に囲まれて建てられている。これは柵で囲まれているが、竪と横との法量から高札としてよりは開帳札として描かれている。したがって、この木札三本は、高札の類としてみるよりは開帳札としてみることが妥当であると考えられる。挿し絵の画面では、柵を何らかの理由で描き込んでしまったものであろう。

第4表 『江戸名所図会』に描かれた開帳札の可能性の高い木札

場 所	描かれた木札	巻・冊
日本橋	橋台に木札1枚	壹之巻・第一冊
堺町葺屋町戯場	通りに木札3枚	壹之巻・第二冊
四日市	橋台に木札3枚	壹之巻・第二冊
新大橋	橋台に木札3枚	壹之巻・第二冊
永代橋	永代橋の橋台に木札3枚	壹之巻・第二冊
四谷大木戸	木戸際に木札4枚1カ所、1枚1カ所	参之巻・第九冊
大塚護国寺	仁王門の門前に木札3枚、	四之巻・第十二冊
法明寺・雑司谷鬼子母神堂	石仁王前に木札3～4枚、	四之巻・第十二冊
東叡山黒門前	木札2枚1カ所、	五之巻・第十四冊
金龍山浅草寺	雷門外に木札8枚、	六之巻・第十六冊
新吉原町	隅田川沿いに木札4枚が1カ所、	六之巻・第十七冊
回向院（境内図）	表門脇に木札6枚、	七之巻・第十八冊
押上法恩寺・靈山寺（境内図）	表門の前に木札2枚、	七之巻・第十八冊
大川橋（市街図）	大川橋の東橋台に木札2枚、西橋台に木札3枚、	七之巻・第十九冊

新大橋と永代橋の橋台には、それぞれ木札三枚づつが描かれている。

四谷大木戸の外には、石垣の左右に木札がある。通りの南側の水番の前に木札一枚があり、高札の類と推定できる。此の反対の北側には木札四枚があり、このうちの三枚の法量は豎が横よりも長く、「開帳」の文言が記されているものが三枚ある。

大塚護国寺仁王門の外側の脇には、木札三枚が描かれている。

雑司ヶ谷鬼子母神堂の鳥居の内側の参道脇に生えている木の前に木札三枚があるが、開帳札としては場所が不自然で、境内の案内木札の類とみる方が妥当であろう。

東叡山黒門前には、文政三年善光寺開帳の建札が建てられた「場所ハ袴東側南向^二御座候」ところに、木札二枚が描かれており、開帳札を写したものである。

浅草寺門前には、風雷神外の番屋のまゝに木札八枚が西向きに建てられている。開帳札は、寺社門前に建てられる場合、後ろの建物に平行に建てられたが、ここでは直角に描かれている。文政三年の善光寺開帳のおり、上田丹下が浅草御別当代理乗院のもとへ参上し、開帳札を享和年間の開帳の時と同様に南向きに建てることを願った。その返答に、「当山観音開帳之節斗り南向^二相建候、外之開帳札は不残西向候間出来かたく候得とも享和度之例も有之、善光寺^ヲ格別之儀故^{（14）}」と答えていることから、通例の開帳札は『江戸名所図会』の挿し絵に描かれており西向きに建てられるものであった。なお、挿し絵では柱二本の大札と一本の中小札とが描き分けられている。

新吉原では、大門手前の高札場の反対側に木札四枚が描かれている。

回向院の表門外に木札六枚が描かれている。

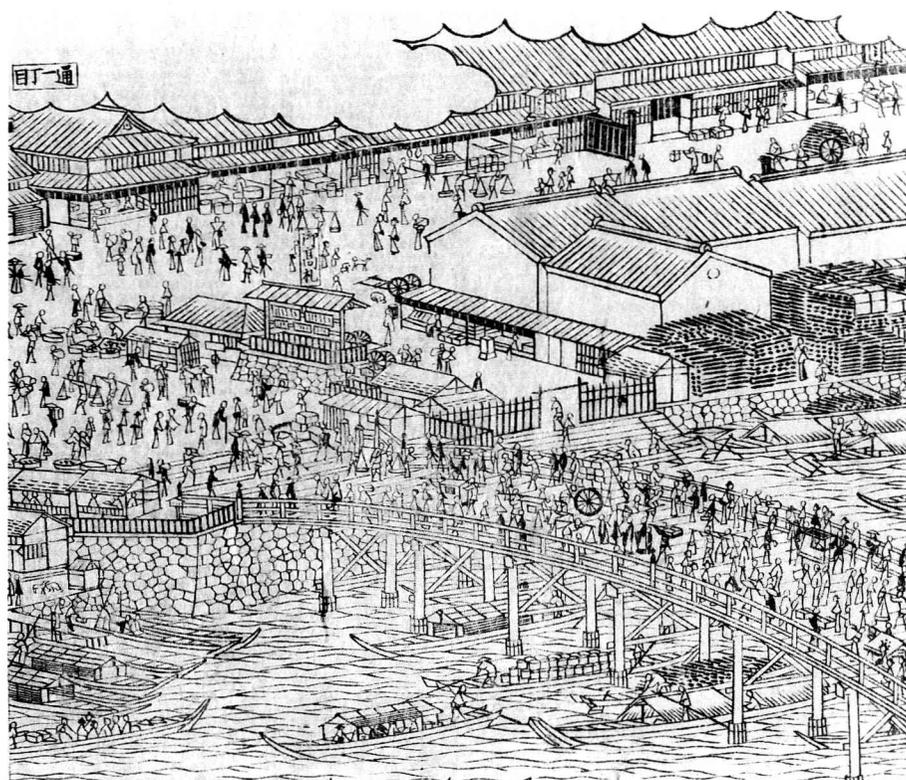
押上法恩寺表門外に木札二枚が描かれている。

大川橋の東の橋台に木札二枚、西の橋台に木札三枚が描かれている。

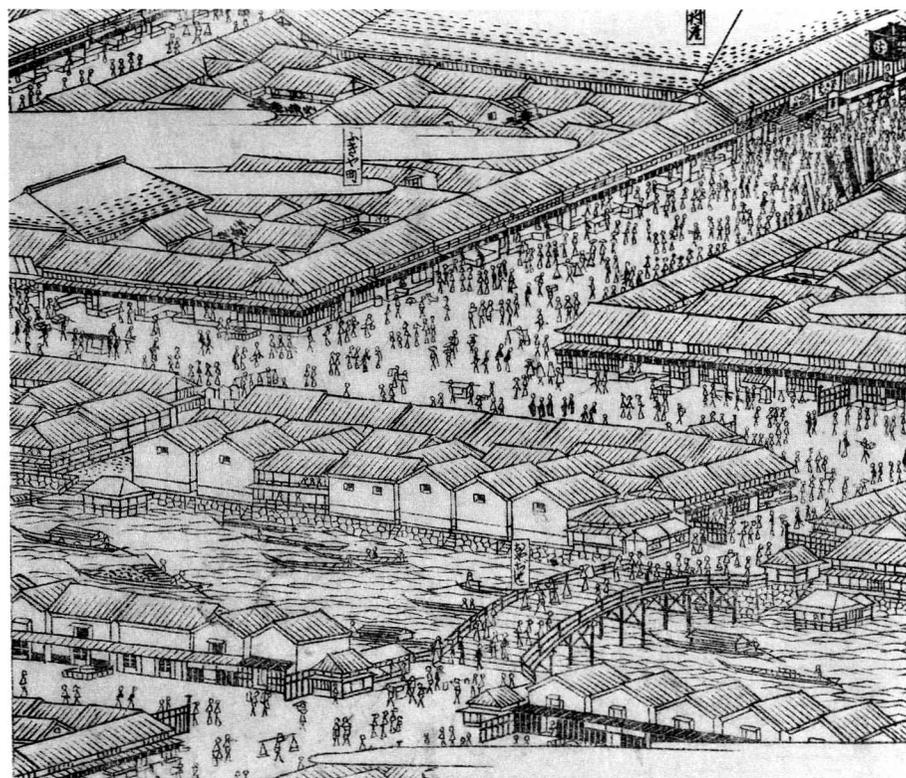
以上のように、『江戸名所図会』では、江戸下町の交通の要路にかかる橋の橋台、および人の集まる寺社の門前、さらに芝居町、四谷大木戸、新吉原の大門外に、開帳札と比定される木札が複数枚数描かれていた。ことに、浅草寺門前と回向院門前とは件数が多く、両寺を宿寺とする開帳札は最大限で見積もっても常時二ないし三枚を超えることはなかったから、江戸で開帳を行う寺社は、きそつてこれらの地に開帳札を掲げたのであろう。「開帳差許帳」にみえる「五ツ開帳」は十九世紀に入ると年平均八件程度であるから、浅草寺の雷神門前は江戸の開帳情報をほぼ収集できる場所であったということが出来る。

四 おわりに

本稿では、江戸「五ツ開帳」の周知・宣伝を目的として建てられた開帳札の設置場所の検討をとおして、近世都市江戸における情報発信の「広場」機能の一端について検討をしてきた。本稿で取りあげた具体的な事例は、江戸「五ツ開帳」の総数からみれば僅少ではあるが、その結果は『江戸名所図会』に描かれた開帳札に比定される画面内容と大筋において符合することもあり、おおよその傾向は掴み得ると思われる。



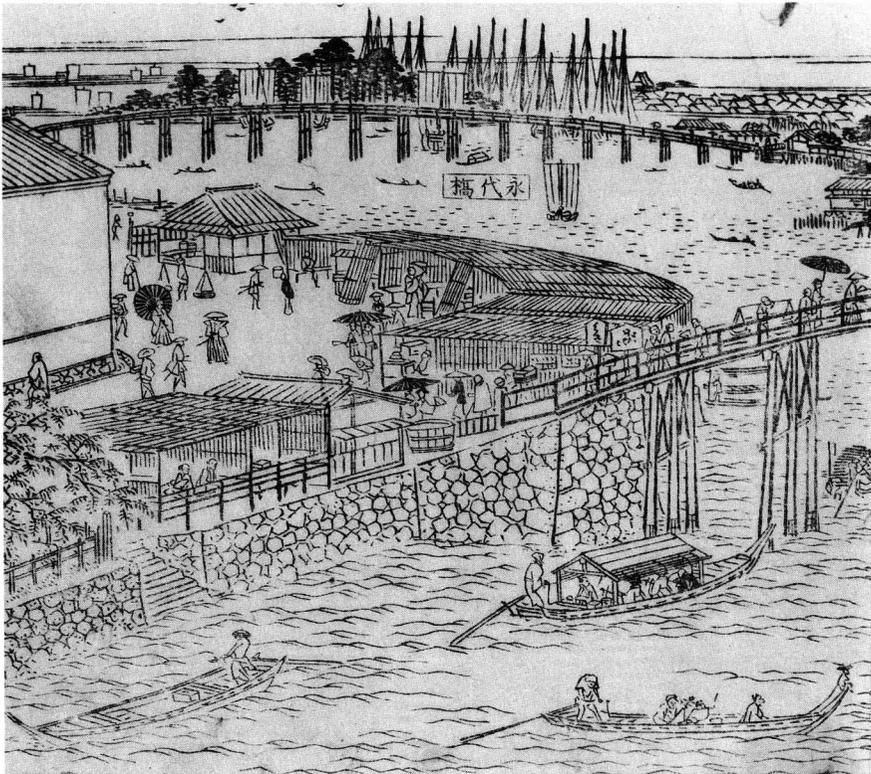
1
日本橋



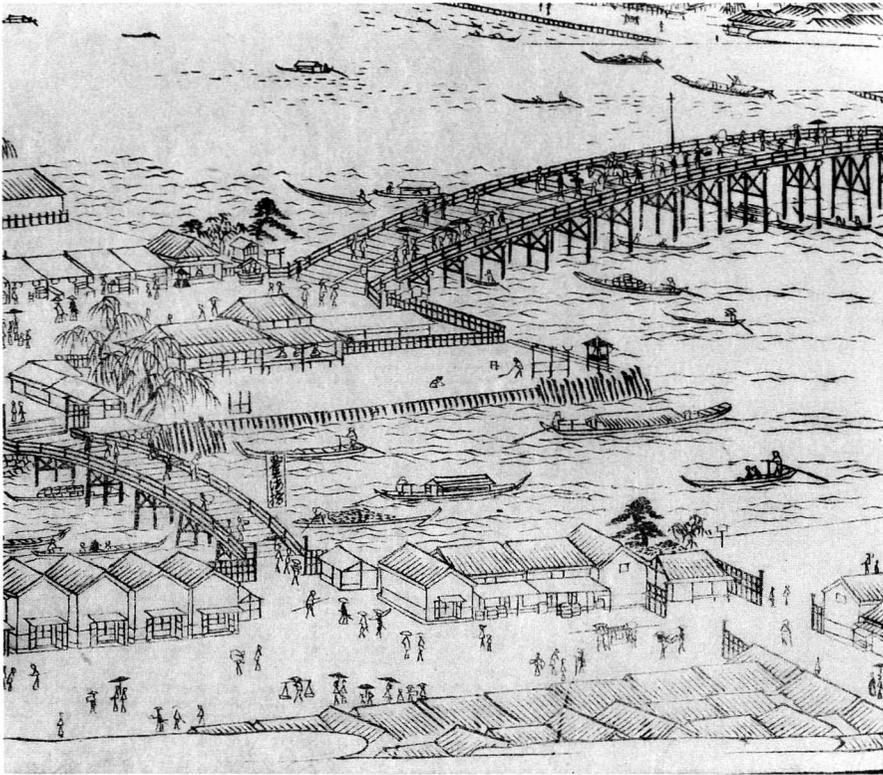
2
堺町葺屋町劇場



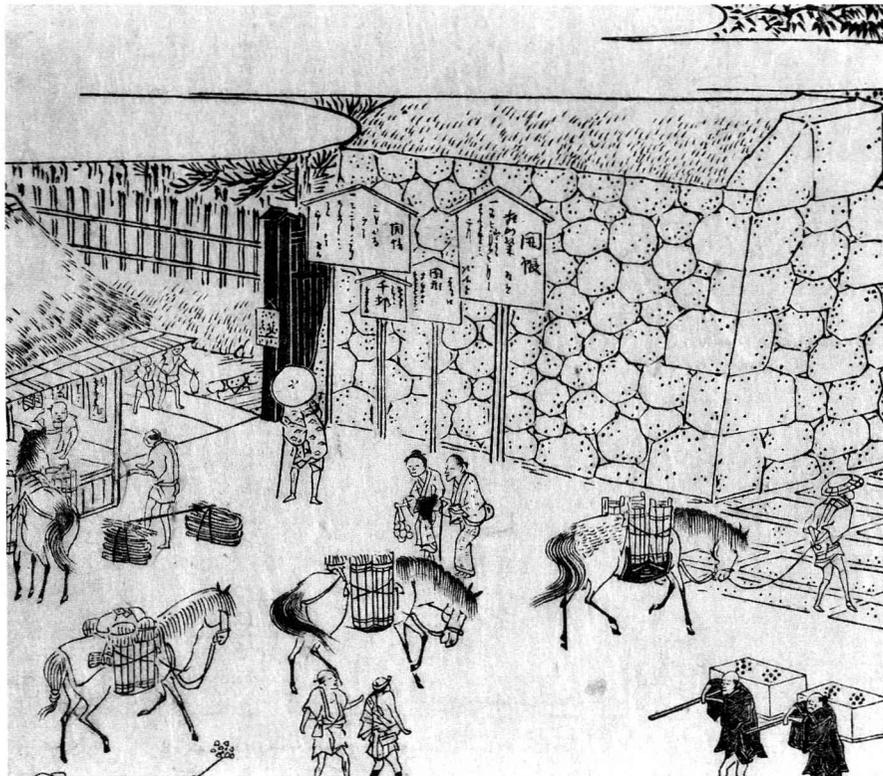
3
四日市



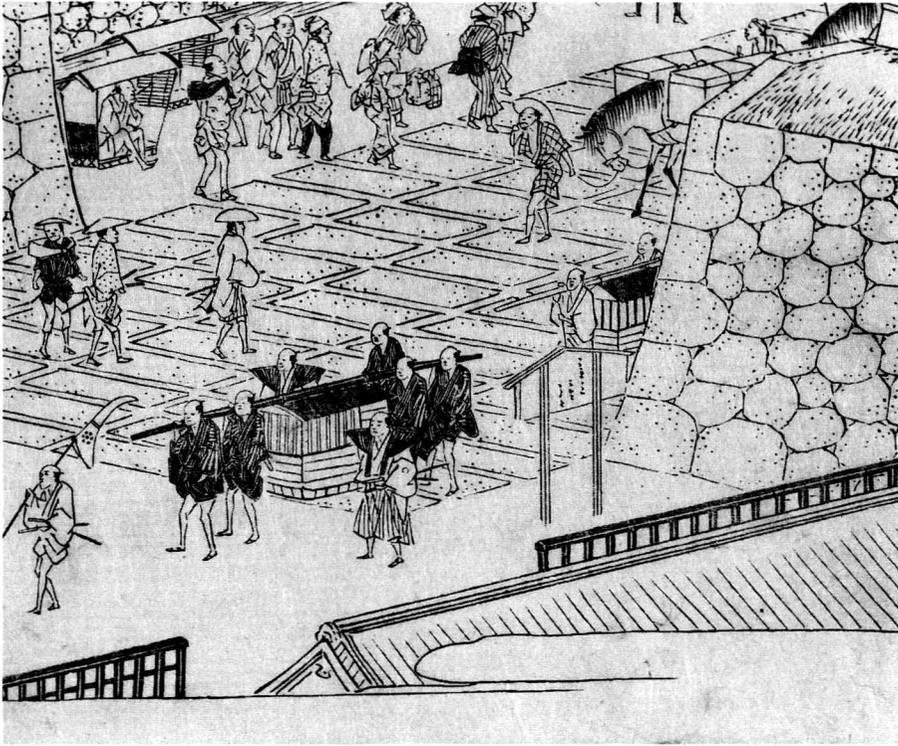
4
新大橋



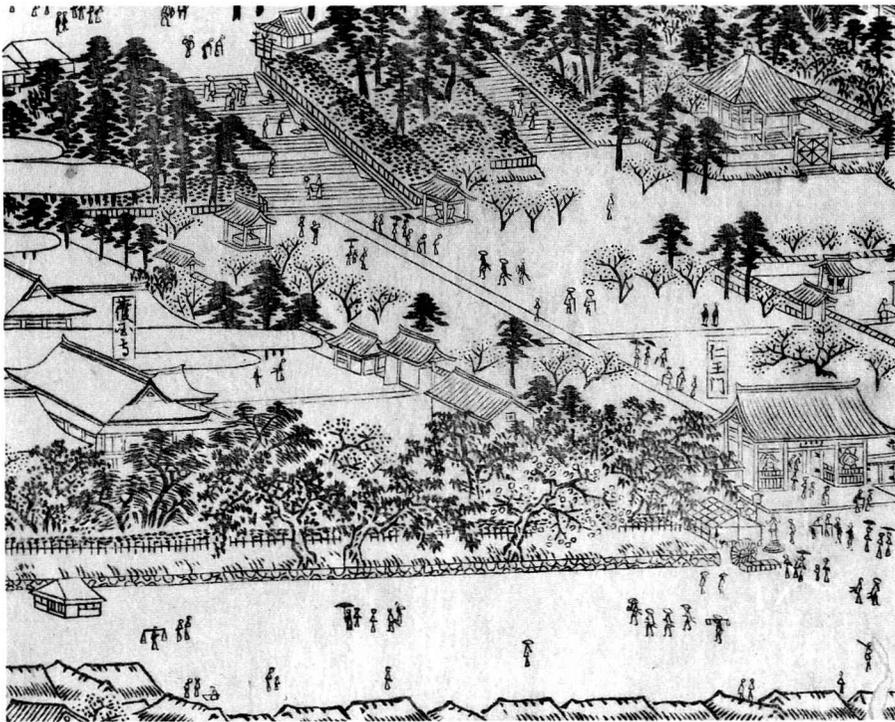
5
永大橋



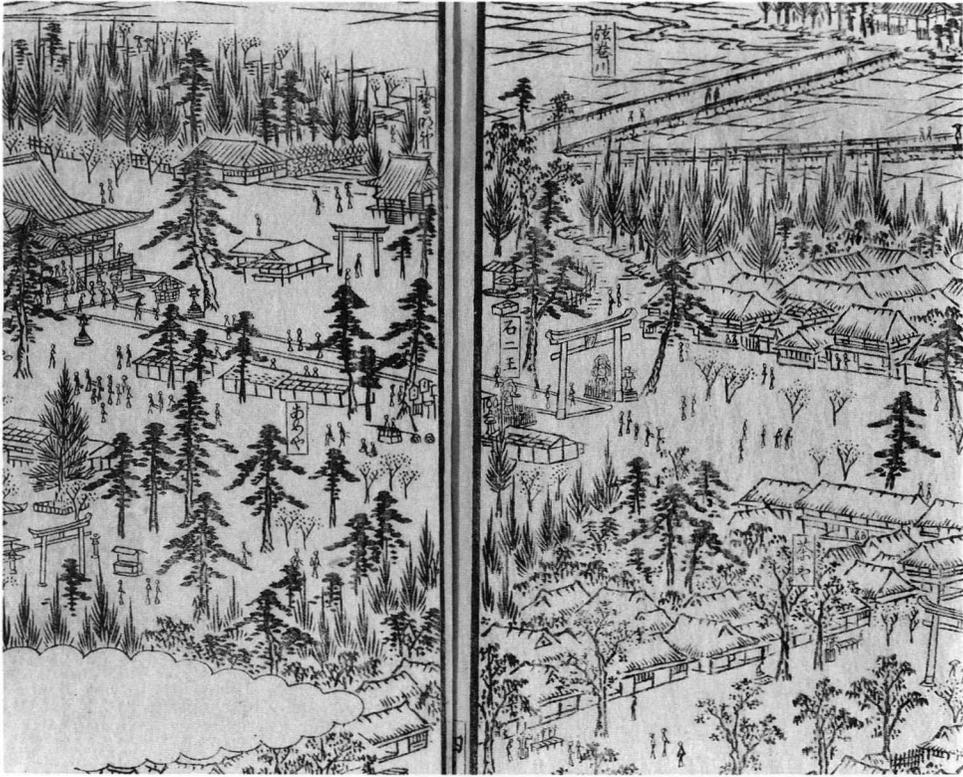
6-1
四谷大木戸



6-2
四谷大木戸



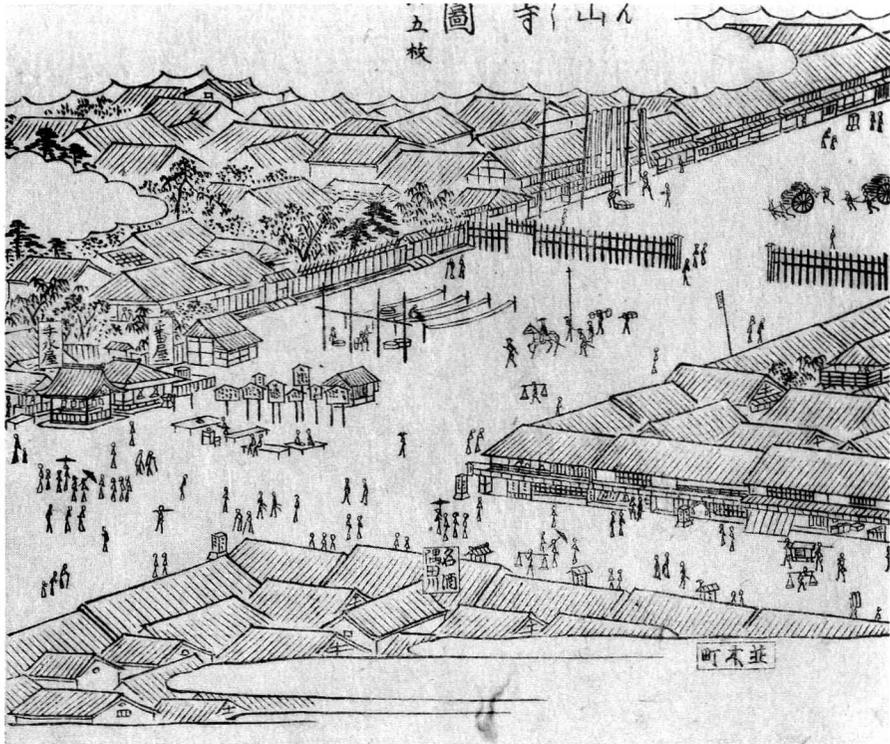
7
護国寺



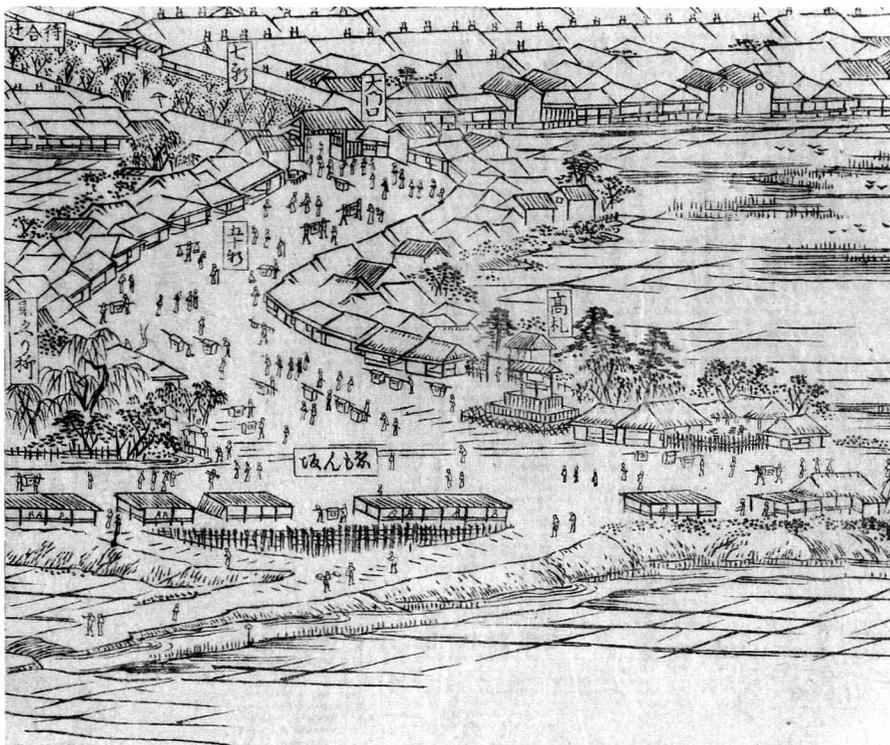
8 雑司谷鬼子母神堂



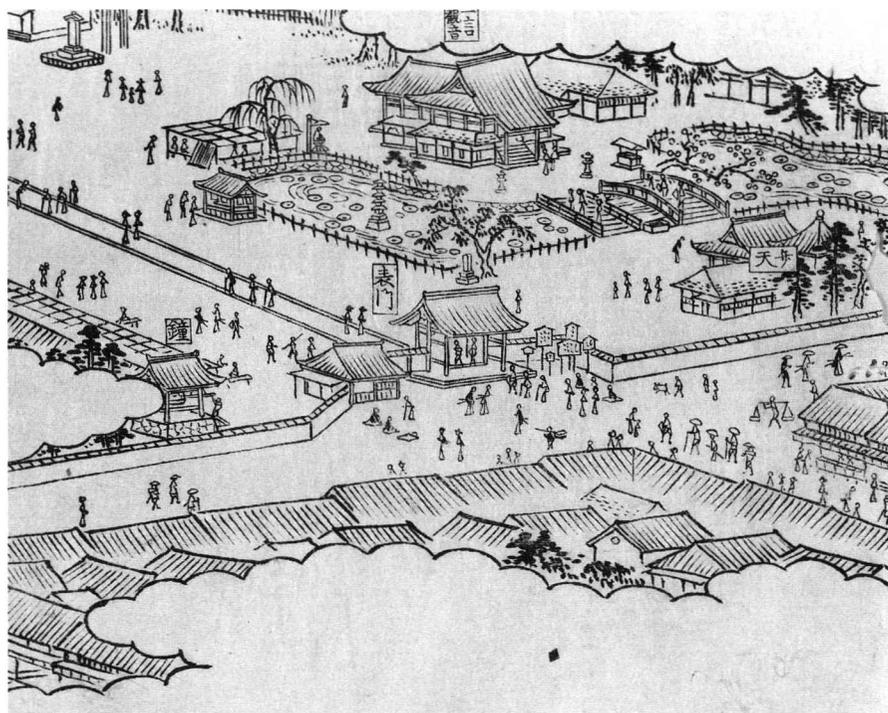
9 東叡山黒門前



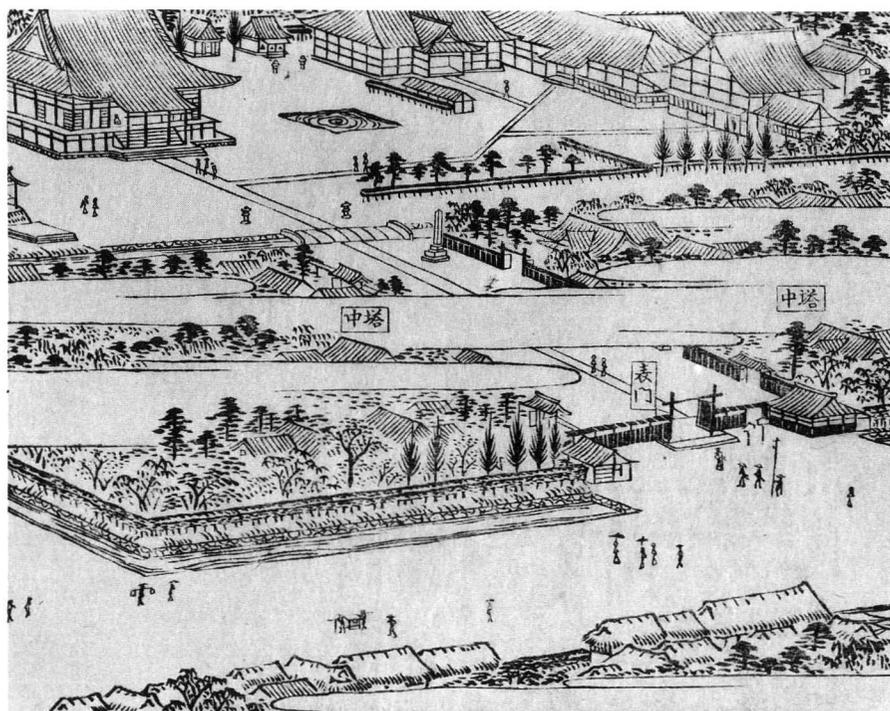
10 金龍山淺草寺



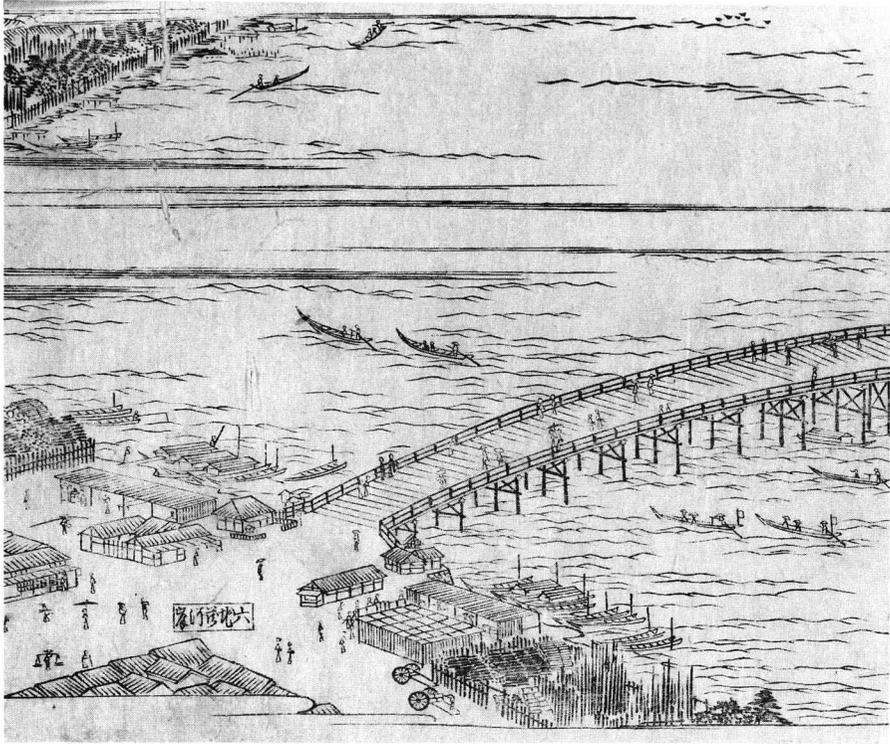
11 新吉原町



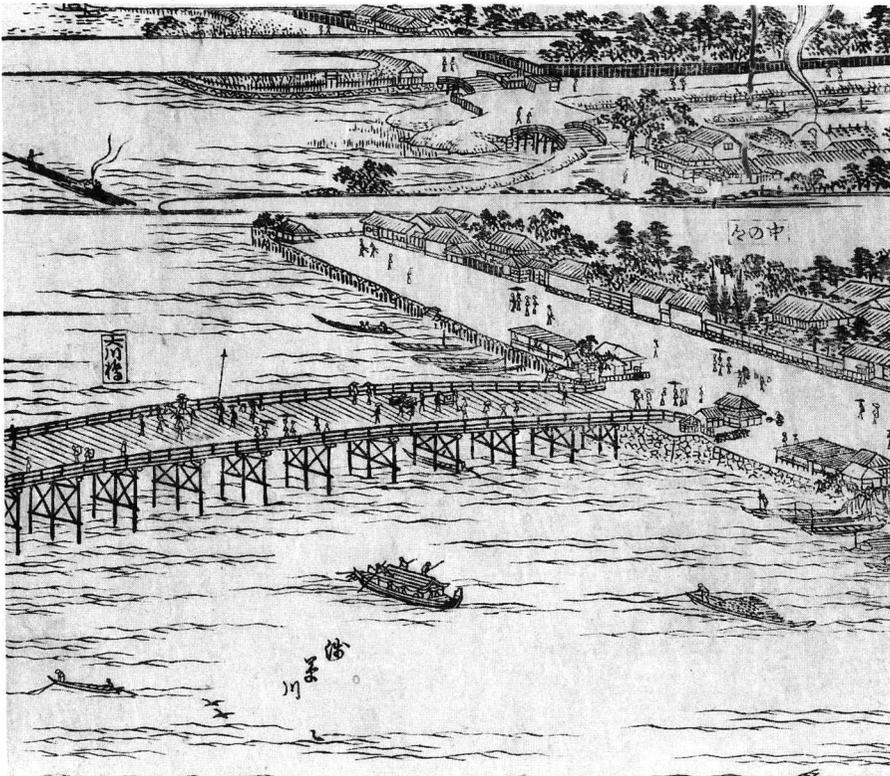
12
回向院



13
押上法恩寺



14-1
大川橋



14-2
大川橋

江戸「五ツ開帳」のなかでも、ことに他国からの出開帳にかんじていえば、情報発信の場は、江戸下町よりもその周辺部、ことに五街道をはじめとする交通の要路、なかでも木戸や御門という江戸市中と市外との境界の地に存在していた。この場所のなかでも、ことに芝札之辻、赤坂御門外、四谷大木戸、千住などは情報発信の場であったといえよう。このことから、江戸の開帳において参拝者として見込まれた人びとは、江戸居住者のみならず一時滞留者や通過する人びとをも含めた江戸への流入者の占める割合も少なくはなかったことが想定できる。さらに「五ツ開帳」は、時代が下るにしたがって行楽としての色彩を強め、これにもなつて開帳の宿寺を江戸の行楽ゾーンの中核を形成した隅田川沿いに集中する傾向を示したが、建札もまたこの地帯を設置箇所重点としていった。

そのなかでも、浅草寺雷門前、両国橋、永代橋という寺社門前や橋のたもととは、この種の情報精度の高い場所であった。江戸の人びとは、開帳の実施情報にかんずるこの「広場」機能を持った場所で、いつどこが開帳が行われるかを知ることができた。もしある人が開帳の予告を知りたければ、これら特定の場所へ出かけてそこにある建札に注目したと考えられる。これらの場所が、開帳の実施者からみれば、開帳札設置の定石となつていたのであろう。『江戸名所図会』の挿し絵に描かれた、開帳札と比定される木札にかんずる克明な描写は、たんに偶然その場にあった木札を描いたものではなく、この種の情報の発信場所の存在を表現しようとしたものと考えられるのである。

註

- (1) 最古の開帳実施記録は、文暦二年(一二三五)閏六月十九日に京都で善光寺仏を模した三尊仏開帳を記した『明月記』の記載とされている。時代による開帳実施の形態変化を明らかにしたものとして、近世前期から中期にかけての変化を追究した長谷川匡俊「近世の飯沼観音と庶民信仰―開帳と本堂再建勸化をとおしてみたる―」(『淑徳大学研究紀要』八号、一九七四年)、近世後半における変化を述べた拙稿「江戸の開帳における十八世紀後半の変化」(『国立歴史民俗博物館研究報告』三十三集、一九九一年)がある。
- (2) 拙稿「近世寺社の造営費用調達について」(『古図にみる日本の建築』所収、一九八九年)。
- (3) 比留間尚「江戸の開帳」(『江戸町人の研究』第二卷所収、一九七三年)。北村行遠「近世開帳の研究」一九八九年。
- (4) 比留間尚前掲論文、四〇―三ページ。
- (5) 北村行遠前掲書、六七―八ページ。
- (6) 拙稿「江戸における開帳場の構成―享和三年善光寺出開帳の事例を中心として―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第十一集、一九八六年)。
- (7) 長野県立長野図書館蔵「今井家文書」のうち、乾・坤の二巻からなる袋とじの堅帳。
- (8) 『江戸開帳御願用記』下、長野県立長野図書館蔵「今井家文書」のうち。
- (9) 「開帳差免帳」(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」のうち)の件数合計である。
- (10) 江戸の「五ツ開帳」の始期は、「開帳差免帳」所載の初めである享保十八年(一七三三)か、その直前の時期であるとされている。
- (11) 北村行遠前掲書、六八ページ。
- (12) 吉川弘文館『国史大辞典』第二卷(一九八〇年)所収の村井益男氏執筆の「江戸名所図会」の項。
- (13) 『江戸橋広小路并最寄旧記』冬八十七(国立国会図書館蔵「旧幕府引継書」のうち)。
- (14) 『文政江戸御開帳御願用記』坤。

(国立歴史民俗博物館 歴史研究部)

Notice Board Announcements of Religious Icon Unveilings in Edo

YUASA Takashi

This study looks at the notice boards and locations used in Edo in the early modern period to announce the unveiling of special religious icons. The aim of the analysis is to show how these sites functioned as *hiroba* for the transmission and reception of public information.

Shinto and Buddhist religious organizations held limited unveilings of rarely shown miniature shrines and icons essentially to propagate their respective faiths among the general community, thereby giving people opportunities to “make a connection” (*kechien*) with these deities. A survey of the period from the seventeenth century to the mid-nineteenth century shows that the nature of the unveilings varied significantly according to the historical period and location. From the eighteenth century onward, for example, most showings in Edo and other major cities were aimed less at this original goal than at raising funds for the restoration of shrine and temple buildings. The success of the events therefore rested upon how many people could be attracted to them during the sixty- or eighty-day period in which they were held. Particularly for shrines and temples which, based outside Edo, took their icons to the city only for that limited time, effective advertising was crucial.

One of the ways to broadcast the events was to put up wooden notice boards around the city. By exploring the actual process by which these signs were produced and posted, and the locations in Edo where they were posted, this study hopes to provide an insight into the special sites created and maintained by Edo people for the gathering and distribution of information. In the case of signs heralding religious unveilings, these sites were originally fewer in the inner city of Edo than in the surrounding areas, particularly along major routes like the five major highways originating in central Edo, and at the city’s border gates. As the unveilings came to take on a more festive nature in the late eighteenth century, however, they were held more frequently in the heart of downtown entertainment district along the Sumidagawa River. This meant that high-profile places also had to be found in that district for the display of notice boards announcing the events. Such places included bridges, such as Ryogokubashi and Eitaibashi, and the entrances to shrines and temples, such as the Kaminarimon gate to Sensōji in Asakusa. These sites thus served as effective *hiroba* for the advertisement of special public showings of religious icons.